



東京 4月12日から 「まん延防止等重点措置」 適用

対象地域：23区と武蔵野、立川、八王子、町田、調布、府中の6市

4月5日から、宮城県、大阪府、兵庫県が対象となっていたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、「まん延防止等重点措置（まん防）」の適用対象に東京、京都、沖縄の3都府県が追加された。京都と沖縄は5月5日まで、東京は5月11日までとなる。

“まん延防止” 主な対策（東京都）

- 日中含む 不要不急の外出自粛
- 大都市圏との往来自粛

- 午後8時までの時短要請と命令
- 一日当たり最大20万円の協力金
- 命令に従わないと20万円以下の過料

- マスク会食の徹底
- マスクなしは入店拒否可能

- 飲食店でのカラオケ自粛
- 「昼カラも控えて」

- 飲食店の感染対策を点検
- “見回り”

今週の

気になる

注目トピックス

緊急事態宣言とまん延防止の違いは？

緊急事態宣言とまん防の違いは、宣言は、都道府県単位で出されるが、まん延防止は、対象となる都道府県の知事が、地区町村など特定地域に限定して出すという点。

まん延防止 休業は要請できず

まん延防止等重点措置は、緊急事態宣言に至る前に感染拡大を抑えるため、2月に成立した改正新型コロナ特措法で新設された。

緊急事態宣言のように飲食店に対し休業の命令や要請はできないが、営業時間短縮の命令や要請はできる。

命令に違反した事業者には20万円以下の過料を科すことができる。

	まん延防止等重点措置	緊急事態宣言
対象	市区町村や区画 	都道府県単位
目安	主に ステージ3 相当と想定	ステージ4 相当
対策	時短要請など 命令	休業・時短要請など 命令
罰則	20万円以下の過料	30万円以下の過料